

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	林田 (林田町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

国営事業である大規模圃場整備事業に向け、数軒の個人農業者の集落営農法人への集約を行っていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大規模圃場整備事業に向け、水田野菜の品目を取り決め、現在の水稻、麦、蕎麦を含めた高収益野菜の栽培とスマート農業を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	57.7 ha ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
大規模圃場整備事業に合わせ集落営農法人への集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
貸し手、借り手の両者が安心して契約を結ぶことができ、農業収入面でも地域や状況により相場を考慮できると考える。
(3) 基盤整備事業への取組方針
大規模圃場整備事業に賛同し、農地の大区画化・汎用化の整備を10年以内に行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在のところ、地域内外からの多様経営体を募る予定は無いが、担い手を育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在、業者委託への取り組みは考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③大規模圃場整備による大区画化において、今後の担い手高齢化もあり、スマート農業に取り組む。
- ⑧大区画化による農業機械の大型化を図り、高齢者にも負担軽減となる設備に切り替えて行く。